大阪出入国在留管理局	審査管理担当	前項第一号（審判担当の分担する事務を除く。）、第二号から第四号まで、第七号（他の担当が分担する事務を除く。）、第九号（他の担当が分担する事務を除く。）、第十一号（就労審査担当が分担する事務を除く。）、第十四号、第十五号及び第三十二号（他の担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
［略］	［略］	［略］
広島出入国在留管理局 福岡出入国在留管理局	［略］	［略］
	留学・研修審査担当	前項第一号（就労・永住審査担当及び審判担当が分担する事務を除く。）、第二号から第四号まで及び第七号に掲げる事務並びに留学、研修、技能実習、短期滞在及び文化活動を目的とする外国人について、前項第五号、第八号及び第九号、第十二号及び第三十二号に掲げる事務
［略］	［略］	［略］

3　［略］

（首席入国警備官の職務）

第八条　［略］

2　東京出入国在留管理局、名古屋出入国在留管理局及び大阪出入国在留管理局に置かれる首席入国警備官の担当区分及び前項に規定する事務の分担は、それぞれ次の表のとおりとする。

局の名称	担当区分	分担事務
東京出入国在留管理局	［略］	［略］
	調査企画担当	前項第十二号から第十四号までに掲げる事務及び同項第二号（他の担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
［略］	［略］	［略］
	調査第四担当	前項第十五号（他の担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務及び同項第十七号に掲げる事務並びにこれらの事務の遂行に際して行う同項第十六号に掲げる事務
［略］	［略］	［略］

3　［略］

大阪出入国在留管理局	審査管理担当	前項第一号（審判担当の分担する事務を除く。）、第二号から第四号まで、第七号（就労審査担当、留学・研修審査担当及び永住審査担当が分担する事務を除く。）、第九号（就労審査担当、留学・研修審査担当、永住審査担当及び審判担当が分担する事務を除く。）、第十一号（就労審査担当が分担する事務を除く。）、第十四号、第十五号及び第三十二号（就労審査担当、留学・研修審査担当、永住審査担当及び審判担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
［同上］	［同上］	［同上］
広島出入国在留管理局 福岡出入国在留管理局	［同上］	［同上］
	留学・研修審査担当	前項第一号（審判担当が分担する事務を除く。）、第二号から第四号まで及び第七号に掲げる事務並びに留学、研修、技能実習、短期滞在及び文化活動を目的とする外国人について、前項第五号、第八号及び第九号、第十二号及び第三十二号に掲げる事務
［同上］	［同上］	［同上］

3　［同上］

（首席入国警備官の職務）

第八条　［同上］

2　東京出入国在留管理局、名古屋出入国在留管理局及び大阪出入国在留管理局に置かれる首席入国警備官の担当区分及び前項に規定する事務の分担は、それぞれ次の表のとおりとする。

局の名称	担当区分	分担事務
東京出入国在留管理局	［同上］	［同上］
	調査企画担当	前項第十二号から第十四号までに掲げる事務及び同項第二号（調査第一担当、調査第二担当及び調査第三担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
［同上］	［同上］	［同上］
	調査第四担当	前項第十五号（調査第一担当、調査第二担当及び調査第三担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務及び同項第十七号に掲げる事務並びにこれらの事務の遂行に際して行う同項第十六号に掲げる事務
［同上］	［同上］	［同上］

3　［同上］